

第40号 令和3年4月 発行 恵庭市消防本部予防課

春の全道火災予防運動実施

実施期間 令和3年4月20日(火)～4月30日(金)

この運動は、火災が発生しやすくなる季節を迎えるにあたり、恵庭市民の防火に関する意識を高めさせていただくために実施します。

火災の発生を防止し、火災から尊い命と貴重な財産を守りましょう。



山林火災・野火に注意！！

これからの季節は雪が溶けて暖くなり外へ出かけることも増えますね。「登山や山菜取りなど、入山される人も多いのではないのでしょうか？」ちょっとした不注意で楽しい時間が恐ろしい火災へと変わってしまいます。次のことに気をつけましょう！

- ① タバコのポイ捨ては、やめましょう。
- ② 山菜取りなどで入山する際は火の取り扱いに注意しましょう。
- ③ たき火等の火気の取り扱いには十分注意しましょう。
- ④ ごみ焼きは法律で認められているもの以外は禁止されています、ごみは必ず指定された方法で排出しましょう。

第37回防火ポスター 受賞者決定！

有明町少年火防団 石黒 月 さん



恵庭市幼少年婦人防火協議会が主催した、第37回防火ポスター最優秀賞の作品です。

「背景の黄色、標語の黒、炎の赤など全体的に色づかいや構図のバランスが良く、消防士の表情がとても親しみやすさを感じさせます。」と評価されています。

この作品は、4月中旬から市内の大型店舗や公共施設に掲示されます。

4月16日(金)～4月23日(金)まで、防火ポスターに応募して頂いた14作品を、はなふるセンターハウス(南島松)にて展示します。

火災件数について(令和2年)

令和2年の恵庭市における火災件数は28件(前年25件)、火災による負傷者は3名(前年0名)、死者は2名(前年0名)となっております。前年と比べると火災件数、負傷者、死者ともに増加しています。

全国的に火災件数は減少傾向にありますが、放火自殺を除く住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者となっております。

その、1番の原因は「逃げ遅れ」によるものです。

「逃げ遅れ」を防ぐため、自分や家族の命、財産を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう！

設置後の定期的な点検もお忘れなく！

設置義務です
住宅用火災警報器



電話による、住宅用火災警報器の設置状況調査を電話帳から無作為に抽出した100世帯を対象に5月に実施する予定です。
ご協力をお願いいたします。

電気火災について

電化製品を使用することによって、日常の生活が豊かになった反面、誤った認識による誤使用で火災が発生しています、正しく使用しましょう。

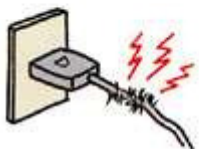
使用方法に誤りが無くても、火災危険がある電化製品から出火する事があります。

電化製品のリコール情報は各製造メーカーのホームページ等で確認することができます。

現在お使いの製品を適切に維持管理し、安心安全な生活を送れるように定期的なチェックを心掛け、異常を感じたときはすぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから抜いて購入店やメーカーで点検を受けましょう。

◎電気コードについて

電化製品を使用するときには電気コードの取り扱いに注意しましょう！扱い方を誤ると火災になってしまうこともあります。次の様な扱いはしないようにしましょう！



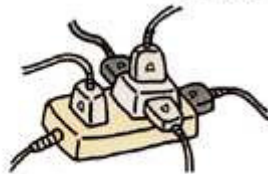
いたんだまま
使用しない



プラグにほこりを
ためない



重いものを
のせない



タコ足配線をしない



消してないよ！



コードをたばねない

恵庭市消防本部予防課

TEL 0123-33-0990

FAX 0123-33-7105